中「及び個数」を「、個数及び取付箇所」に改め、同表の3の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の原子炉冷却系統施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあっては、次の事項の18の⑵中「及び個数」を「、個数及び取付箇所」に改め、同表の3の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の原子炉冷却系統施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあっては、次の事項の18の⑴中「及び個数」を「、個数及び取付位置」に改め、同表の3の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の原子炉冷却系統施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあっては、次の事項の18の⑷中「及び個数」を「、個数及び取付箇所」に改め、同表の3の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の原子炉冷却系統施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあっては、次の事項の19中「原子炉冷却系統設備」を「原子炉冷却系統施設」に改め、同表の3の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあっては、次の事項の1の⑴中「及び個数」を「、個数及び取付位置」に改め、同表の3の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあっては、次の事項の1の⑵中「出力及び個数」を「出力、個数及び取付箇所」に改め、同表の3の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあっては、次の事項の2中「海水系設備」を「原子炉補機冷却海水設備」に改め、同表の3の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあっては、次の事項の2の⑷のイ中「、材料及び取付箇所」を「及び材料」に改める。

別表第二の4中「4　計測制御系統施設」を「計測制御系統施設」に、「発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るもの」を「重水減速沸騰軽水冷却型発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあっては、次の事項」に改め、同表の4の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）のナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあっては、次の事項の1の⑴中「原子炉の反応度の制御方式並びに安全保護系及びそれ以外の重大な事故時に係る原子炉を安全停止するための回路（以下「安全保護系等」という。）」を「発電用原子炉の反応度の制御方式並びに安全保護系その他重大事故発生時に原子炉を安全に停止するための回路（以下「安全保護系等」という。）」に改め、同表の4の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）のナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあっては、次の事項の4の⑽中「原子炉建屋内」を「二次格納施設」に改め、同表の4の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）のナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあっては、次の事項中10を11とし、9を10とし、同表の4の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）のナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあっては、次の事項の8中「意作動」を「作動」に改め、同表の4の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）中ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあっては、次の事項の8の次に次のように加える。

9	制御用空気設備に係る次の事項
⑴	圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
⑵	容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
⑶	安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
⑷	主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
⑸	主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）

別表第二の4の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）中「発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものにあっては、次の事項」を「発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものにあっては、次の事項」に改める。

別表第二の5中「5　放射性廃棄物の廃棄施設」を「放射性廃棄物の廃棄施設」に改める。

別表第二の6中「6　放射線管理施設」を「放射線管理施設」に改め、同表の6の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の2中「並びに原子炉格納施設換気空調設備及び窒素雰囲気調節設備として設置するもの」を削り、同表の6の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）のナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものにあっては、次の事項の2中「及び外部遮蔽並びに中央制御室外の原子炉停止機能を有する場所」を「外部遮蔽」に改める。

別表第二の7中「7　原子炉格納施設」を「原子炉格納施設」に改め、同表の7の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）のナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものにあっては、次の事項の3中

⑵	原子炉格納施設換気空調設備及び窒素雰囲気調節設備に係る次の事項

を

⑵	放射性物質及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備に係る次の事項

に改める。